

太田市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市（以下「市」という。）が太田市役所（以下「市役所」という。）において実施するインターンシップに関する基本的事項について定めるものとする。

(インターンシップ実施の目的)

第2条 インターンシップは、学生が就業体験を通して市の魅力を発見し、市政への理解を深めるとともに、市政に関心を持つ学生の就労意欲を高め、市職員の人材確保や市役所の活性化につなげることを目的として実施する。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）の学生で、市政に関心を持ち市へ就職を志望するものとする。

(受入手続)

第4条 インターンシップを希望する学生が在籍する大学等の代表者は、太田市インターンシップ受入申込書（様式第1号）、太田市インターンシップ希望調書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、学生の受入れの可否を決定し、太田市インターンシップ受入決定通知書（様式第4号）により当該学生の在籍する大学等の代表者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた大学等の代表者は、受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対し、誓約書の記載事項その他インターンシップの実施に当たり遵守すべき事項について指導しなければならない。

(実習期間)

第5条 実習期間は、おおむね5日間以内とし、受入状況により市長が決定する。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、市職員としての身分を有しないものとする。

(報酬等経費の負担)

第7条 市は、実習生に対して、報酬、賃金、手当その他一切の経費の負担を行わない。

(実習生の服務)

第8条 実習生は、市職員の指示に従うとともに自己の健康管理に努め、実習の目的達成のため実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 実習生は、市の業務内容及び市の相手先に関する情報に関して実習を通じて知り得た秘密について、実習期間中はもとより、実習終了後も他に漏らしてはならない。
- 4 実習生は、前項に規定する秘密に係る報告書、論文等を書いてはならない。
- 5 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。
- 6 市は、実習生が前各項の規定に反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

(実習に係る事故責任等)

第9条 実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が故意又は過失により前条の規定に反する行為を行ったときは、実習生は、市及び被害を受けた第三者に対して責任を負わなければならない。

(実習結果報告等)

第10条 市は、大学等が実習生の実習結果等について報告又は証明を求めたときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

太田市インターンシップ受入申込書

年 月 日

（宛先）太田市長

（学校名）

（代表者名）

以下の学生について、太田市インターンシップ実習生としての受入れをお願いします。

学生氏名	
実習単位認定の有無	有 ・ 無
学校の所在地	〒
フリガナ 担当者名	
担当者連絡先	電話番号 Eメール
添付書類	・ 太田市インターンシップ希望調書（様式2号）

太田市インターンシップ希望調書

フリガナ		学 校 名		大学	写真貼付 枠 4 cm × 3 cm
氏名				学部	
生年月日				学科	
出身高校				学年	

現住所	〒			
	携帯電話番号			
実習中の 居住地	〒			
	緊急連絡先		緊急連絡先の続柄	

◆現在の学習・研究について

専攻名称			
(具体的な内容)			

◆自身の状況について

身体状況		健康上注意する点	
技能・資格等			
長所、自己PR			
趣味、スポーツ、文化活動			

◆インターンシップについて

実習先	課名：	課名：
	期間： 月 日～ 月 日	期間： 月 日～ 月 日
インターンシップで何を学びますか		
太田市役所を希望する理由		

誓約書

（宛先）太田市長

私は、この度貴市において行われるインターンシップ実習について、下記事項を遵守し、実習の目的達成のために実習に専念することを誓約いたします。

記

- 1 実習期間中は、貴市の管理監督のもとに、その指示に従います。
- 2 実習中に知り得た秘密事項については、守秘義務を厳守します。
- 3 貴市の名誉を毀損し、品位を汚すような行為や言動は一切行いません。
- 4 貴市の業務を妨害するような行為や言動は一切行いません。
- 5 故意又は過失により貴市に損害を及ぼしたときは、直ちにその賠償をします。
- 6 実習中に自己の不注意により損害を受けた場合は、自己の責任において処理します。

年 月 日

学部

氏名（自署）

大学

学科

様式第4号（第4条関係）

太田市インターンシップ受入決定通知書

第 号
年 月 日

(学校名)

(代表者名)

太田市長

太田市インターンシップ実施要綱第4条第2項の規定に基づき、以下のとおり受入れを決定しましたので通知します。

実習生氏名	受入所属名	実習期間